

第**205**期

定時株主総会 招集ご通知



SHIKOKU ALLIANCE

四国アライアンス

日時

2019年6月27日（木曜日）
午前10時

場所

高知市南はりまや町一丁目1番1号
当行本店 5階 大会議室

当日ご出席いただけない場合の書面または
インターネットによる議決権行使期限は、
2019年6月26日（水曜日）午後5時30分です。
(詳細は、3～6頁をご覧ください。)

目次

第205期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	3
インターネットによる 議決権行使のご案内	5
事業報告	7
計算書類	39
連結計算書類	41
監査報告書	43
株主総会参考書類	47

 **四国銀行**

証券コード：8387

(証券コード8387)
2019年6月5日

株 主 各 位

高知市南はりまや町一丁目1番1号
株式会社 四 国 銀 行
取 締 役 頭 取 山 元 文 明

第205期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第205期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより、議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」（47～58頁）をご検討くださいますと、「議決権行使のご案内」（3～6頁）をご高覧のうえ、**2019年6月26日（水曜日）午後5時30分まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2019年6月27日（木曜日）午前10時 （受付開始時刻：午前9時）
2. 場 所	高知市南はりまや町一丁目1番1号 当行本店 5階 大会議室
3. 目的事項	報告事項 1. 第205期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 2. 第205期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

会社提案

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）
8名選任の件

株主提案

第3号議案

取締役2名解任の件

第3号議案は株主からの提案となっておりますが、取締役会としてはこの議案に**反対**しております。

なお、議案の要領は、後記の「株主総会参考書類」に記載のとおりであります。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ (<https://www.shikokubank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であります。
- 「株主総会参考書類」並びに「事業報告」、「計算書類」及び「連結計算書類」に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ホームページ (<https://www.shikokubank.co.jp/>) に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

下記のいずれかの方法により議決権の行使をお願い申し上げます。

株主総会にご出席 いただく場合

株主総会開催日時

2019年6月27日（木曜日）
午前10時



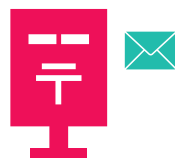
ご入場には、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会にご出席いただけない場合

■ 書面による議決権行使

議決権行使期限

2019年6月26日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、2019年6月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。
詳しくは下記をご覧ください。

■ インターネットによる議決権行使

議決権行使期限

2019年6月26日（水曜日）
午後5時30分受付分まで



詳細は
5頁から6頁を
ご覧ください。

当行指定の議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご登録ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

議決権行使書用紙イメージ

議決権行使書		株主番号	議決権行使個数	個	お願い											
株式会社四国銀行 御中					<p>1. 株主総会にご出席の際は、この部分を切り離さずに会場受付へご提出ください。</p> <p>2. 株主総会にご出席願えない場合は、次のいずれかの方法により、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。</p> <p>①書面による議決権の行使 この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水）午後5時30分までに到着するようご返送ください。</p> <p>②インターネットによる議決権の行使 下記ウェブサイトへアクセスのうえ、画面の案内にしたがって、2019年6月26日（水）午後5時30分までに議決権を行使してください。</p> <p>3. 第2号議案、第3号議案の賛否をご表示の際は、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、招集ご通知に添付の「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。</p> <p>4. 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと〇印をご記入ください。</p>											
<p>私は、2019年6月27日開催の株式会社四国銀行第205期定時株主総会（その継続会または延会を含む）の各議案につき、右記（賛否を〇印で表示）のとおり議決権を行使します。</p> <p>2019年6月 日</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">会社提案</th> <th>株主提案</th> </tr> <tr> <th>第1号議案</th> <th>第2号議案 <small>下の候補者を除く</small></th> <th>第3号議案 <small>下の候補者を除く</small></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		会社提案		株主提案	第1号議案	第2号議案 <small>下の候補者を除く</small>	第3号議案 <small>下の候補者を除く</small>	○	○	○	○	○	○	
会社提案		株主提案														
第1号議案	第2号議案 <small>下の候補者を除く</small>	第3号議案 <small>下の候補者を除く</small>														
○	○	○														
○	○	○														
<p>各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとしてお取扱いいたします。 株式会社四国銀行</p>																
<p>○書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。 ○インターネットで複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。</p>																

こちらの赤枠内に、
各議案の賛否をご表示ください。

（出席の際は切り離さないでください）

株式会社 四国銀行

本総会では、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（一部の株主からご提案された議案）の決議を行います。

第3号議案は一部の株主からのご提案です。

取締役会としては第3号議案に反対しております。詳細は57頁以降をご参照ください。

議決権行使書用紙の記入例をご紹介します。

会社提案・当行取締役会の意見に賛成いただける場合

会 社 提 案			株 主 提 案	
第1号議案	第2号議案	[下の候補者を除く]	第3号議案	[下の候補者を除く]
賛	賛		賛	
賛	賛		賛	

会社提案・当行取締役会の意見に反対される場合

会 社 提 案			株 主 提 案	
第1号議案	第2号議案	[下の候補者を除く]	第3号議案	[下の候補者を除く]
賛	賛		賛	
賛	賛		賛	



右記のように賛成、反対の両方に○
を付けた場合には**無効**となります。

会 社 提 案			株 主 提 案	
第1号議案	第2号議案	[下の候補者を除く]	第3号議案	[下の候補者を除く]
賛	賛		賛	
賛	賛		賛	

※各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

当行の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、画面の案内にしたがって行使していただきますようお願い申し上げます。

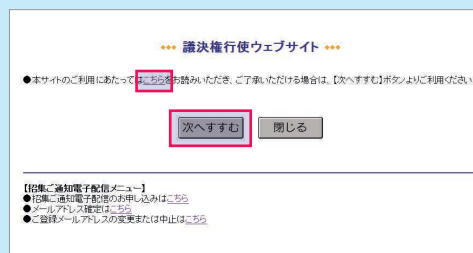
アクセス手順

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

2 「次へすすむ」をクリック



画面内の「こちら」のリンクをクリックし、「インターネットによる議決権行使について」をお読みいただき、「次へすすむ」をクリック

ご注意

- 1 パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。
- 2 パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- 3 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続環境にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。
- 4 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主さまのご負担となります。

機関投資家の
皆さまへ

議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。



議決権行使期限

2019年6月26日（水曜日）午後5時30分受付分まで

3 ログイン

以降、画面の案内に
したがって賛否を
ご入力ください。

「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック
パスワード変更画面が出ますので、初期パスワードを入力し、株主さまがご使用になるパスワードを登録してください。

※「議決権行使コード」及び「パスワード」は本書同封の「議決権行使書用紙」の右下に記載されております。

ご了承いただく事項

- ① 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- ② インターネットでも複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

システム等に関する
お問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 **0120-768-524** (受付時間 9:00~21:00 土・日・休日を除く)

添付書類

第205期（2018年4月1日から
2019年3月31日まで）事業報告

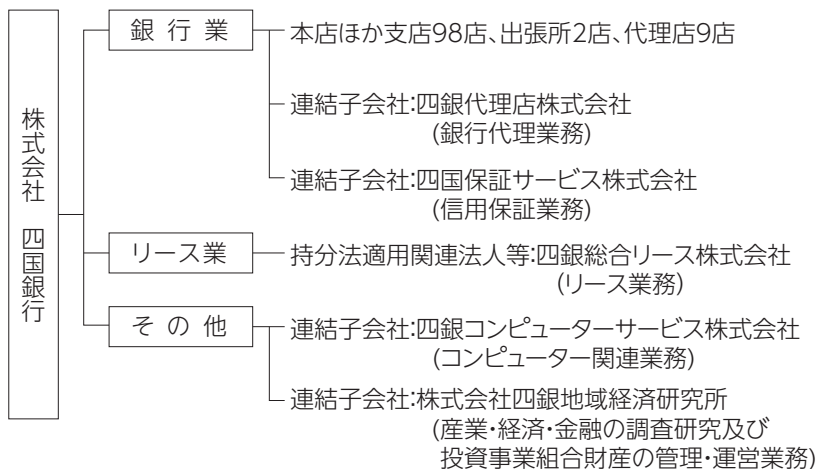
1 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

① 企業集団の主要な事業内容

当行グループは、当行及び子会社等の計9社で構成され、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスを提供しております。

主要な事業を系統図によって示すと次のとおりであります。



注. 持分法非適用の非連結子会社1社及び持分法非適用の関連法人等2社は上記系統図に含めておりません。

② 金融経済環境

当連結会計年度のわが国経済は、米国と中国の通商摩擦や中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性等から、輸出や生産にやや弱さが見られました。一方、雇用・所得環境の改善に支えられ、個人消費は持ち直しが続き、全体として景気は緩やかに回復しました。

当行の主要地盤であります四国地区の経済におきましては、生産は一部に弱めの動きが見られましたが、設備投資は増加し、個人消費も一時豪雨災害等の影響が見られたものの着実に持ち直しており、景気は回復の動きとなりました。

金融面では、円相場は、期首の1米ドル105円台から米国の長期金利上昇に伴う日米金利差拡大等を背景に、緩やかな円安基調で推移し、1米ドル114円台まで円安が進みました。その後、米国株式相場下落や中国の景気減速懸念等から一時1米ドル107円台まで円高が進行しましたが、米国と中国の通商協議の進展期待等から、再度円安基調となり、期末には1米ドル110円台となりました。日経平均株価は、期首の2万1千円台から円安や企業業績への期待等を受け、2万4千円台まで上昇しました。その後米国の長期金利上昇や米国と中国の通商摩擦、世界的な景気減速懸念等から一時1万9千円台まで下落しましたが、過度な景気減速懸念の後退等から、期末には2万1千円台となりました。長期金利は、概ね0.0%台が続いた後、昨年7月の日銀金融政策決定会合における「長短金利操作」を含む金融政策の修正を受け上昇し、0.1%台となりました。その後株式相場下落等を受けマイナス圏に低下し、期末にはマイナス0.0%台となりました。

③ 企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果

このような金融経済情勢のもと、中期経営計画「ベスト リライアブル・バンクへの挑戦 ステップ2」の最終年度となる2018年度は、掲げる各施策の着実な実施により持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めました。

(お客さまへの取組み)

当行では、お客さまの持続的な成長・発展を支援するため、ライフステージに応じたコンサルティング機能の発揮に努めました。

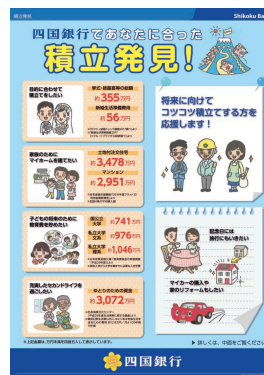
法人のお客さまに対しては、営業店と本部が一体となり、ビジネスマッチングや海外進出支援、各種セミナーの開催など、お客さまの新たな事業展開や経営課題解決に向けたサポートを行いました。特に事業承継問題を抱えるお客さまに対しては、本部に在籍する公認会計士等の専門資格保有者が中心となり、課題解決に向けた支援に取り組みました。

また、本部に専担者を配置するなど、事業性評価を軸にした金融仲介機能の発揮に努めました。

個人のお客さまに対しては、人生100年時代を見据え、安定的な資産運用・資産形成に最適な商品の提案や、アフターフォローの充実に取り組んだほか、金融商品仲介業務取扱店の拡大や各種相談窓口を新たに設置するなど、お客さまの利便性向上に努めました。また、四国4県に拠点を置くローンプラザを中心に、お客さまの資金ニーズにお応えする商品の提供に努めました。



「海外バイヤーとの試食交流会」(2019年3月・高知市)



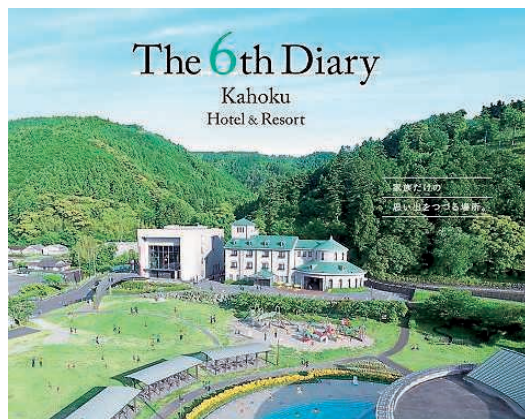
積立商品一覧
パンフレット
『四国銀行であなたに
合った積立発見!』

〔地方創生への取組み〕

2018年度は、高知県「物部川地域」の活性化支援を本格化させました。株式会社地域経済活性化支援機構（以下、「REVIC」という）等と共同出資した「高知県観光活性化ファンド」を通じた投資等により、昨年7月には「ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート」が開業しました。また、本年夏には日本三大鍾乳洞の一つとされる「龍河洞」のリニューアルオープンが予定されるなど、観光活性化に向けた取組みが具体化しています。同地域の「山北エリア」においても、地元の果樹生産者やREVICと『『未来の地域農業モデル』構築に向けた包括的連携協定』を締結し、農業従事者の減少や所得の伸び悩みといった社会的課題の解決に向け活動を開始しました。

さらに、「しぎん地域活性化ファンド」を活用した起業・新事業展開に向けた支援、クラウドファンディングを活用した地域活性化のほか、間伐活動等を通じた社会貢献活動、セミナー等を通じた金融リテラシーの普及にも積極的に取り組みました。

四国アライアンスにおいては、ビジネスマッチングの活性化やビジネスプランコンテストの開催等、お客さまの事業の発展や創業支援に努めるとともに、四国アライアンスキャピタル株式会社が運営する「しこく創生ファンド」を活用した事業承継問題の解決への取組み等、四国創生に向けた活動を進めました。



〔ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート〕



リニューアルオープンする「龍河洞」

※四国アライアンスとは、四国銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行の4行による四国創生に向けた包括提携。

(株主さまへの取組み)

当行は、昨年10月17日に創業140周年を迎え、株主さまへの感謝の意を込めた創業140周年記念配当として、中間期の配当額を1株当たり5円増配し20円としました。

また、株主の皆さまへの利益還元の一環として400,000株（発行済株式総数の0.92%）の自己株式を取得しました。

(店舗)

2018年度は、効率的かつお客さまのライフステージに応じた質の高い金融サービスを提供するため、高知県では個人ローンの相談窓口「ローンプラザ薊野」と、当初初となる保険の相談窓口「ほけんプラザ薊野」を併設した薊野支店を移転オープンさせたほか、芸西支店を安芸支店に統合しました。また、徳島県では羽ノ浦支店を阿南支店内に、井川支店を池田支店内にそれぞれ店舗内店舗方式にて移転統合し、香川県では丸亀南支店を丸亀支店に統合するなど効率化を進めました。

2018年度末の店舗数は、前連結会計年度末比2店舗減少し、110店（本支店99店、出張所2店及び代理店9店）となりました。



薊野支店（外観）



薊野支店（「ほけんプラザ薊野」「ローンプラザ薊野」を併設する店内）

(デジタルライゼーションへの取組み)

2018年度は、デジタル技術を活用した革新的な金融サービスの提供を目指し、地方銀行7行による連携協定「フィンクロス・パートナーシップ」を締結するとともに、各行のデジタル化を支援する「株式会社フィンクロス・デジタル」を共同で設立しました。「株式会社フィンクロス・デジタル」では本年5月を目途に、AI（人工知能）を活用して、マニュアル等の銀行内デジタル文書を効率的に検索できるシステムを協働で導入することとしました。

また、J-Coin Payなど各種電子マネーサービスの取扱いを開始するなど、キャッシュレスへの取組みを通じて、お客さまの利便性向上に向けたサービスの提供に努めました。



「株式会社フィンクロス・デジタル」ロゴマーク



「J - Coin Pay」イメージ図

これらを実施し、業績向上に努めました結果、次のような成果を上げることができました。

(預 金 等)

預金につきましては、法人預金の増加等により、前連結会計年度末比155億円増加の2兆6,419億円となりました。また譲渡性預金を含めた預金等につきましては、前連結会計年度末比396億円増加の2兆7,210億円となりました。

(貸 出 金)

貸出金につきましては、個人向け貸出金、事業性貸出金、地方公共団体向け貸出金がそれぞれ増加し、前連結会計年度末比972億円増加の1兆7,741億円となりました。

(有価証券)

有価証券につきましては、市場の動向を踏まえ再投資を抑制したため、前連結会計年度末比1,463億円減少の8,159億円となりました。

(損 益)

損益状況につきましては、経常収益は、株式等売却益は増加しましたが、国債等債券売却益の減少等により、前連結会計年度比19億79百万円減少し452億27百万円となりました。経常費用は、国債等債券売却損は減少しましたが、貸倒引当金繰入額や株式等売却損の増加等により、前連結会計年度比6億22百万円増加し356億40百万円となりました。この結果、経常利益は、前連結会計年度比26億1百万円減少し95億86百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、固定資産の減損損失の減少等により、前連結会計年度比9億36百万円減少の62億21百万円となりました。

(中期経営計画の達成状況)

経営指標 (単体ベース)		目標	実績
規模 (2019年3月末)	貸出金残高 (末残)	1兆7,300億円以上	1兆7,736億円
	預金等残高 (末残)	2兆6,000億円以上	2兆7,240億円
	個人預り資産残高 (投資信託+生命保険)	2,600億円以上	2,413億円
収益性 (2018年度)	当期純利益	47億円	63億円
	ROE (株主資本ベース)	4.0%以上	5.6%
健全性 (2019年3月末)	自己資本比率	9%台後半	9.09%

貸出金残高、預金等残高は目標を達成しましたが、個人預り資産残高（投資信託＋生命保険）は未達成となりました。

当期純利益、ROEの収益性項目は目標を達成しました。

自己資本比率は、自己資本比率規制の一部変更、劣後ローンの返済により目標未達成となりました。なお、これらの要因を除いた場合、9.52%となり実質的には達成しております。

④ 対処すべき課題

金融機関を取り巻く経営環境は、人口減少、少子高齢化という社会構造問題に加え、超低金利政策の継続や金融イノベーションの進展、さらには異業種の金融分野への進出など、これまでにないスピードで変化しております。

このような中、地域に根ざした地域金融機関として、金融仲介機能やコンサルティング機能を更に高めることで、お客さまの成長や資産形成、地域経済の活性化に貢献するとともに、業務効率化の推進や先端技術を有効活用することで、当行の持続的成長・発展につなげていくことが課題であると認識しております。

当行では、こうした課題を克服し、地域のお客さまとともに持続的に成長・発展することを目指して、本年4月から、ビジョンである「真っ先に相談され、地域の発展に貢献するベスト リライアブル・バンク」の実現に向けた最終ステップと位置付ける期間4年の中期経営計画をスタートさせました。

本中期経営計画では、人財力、すなわちアナログの力を高めるとともに、デジタルの力を活用して業務を抜本的に見直し効率化を進めることで生産性向上を図ります。そして、企業、個人、地域それぞれの視点に立った3つのコンサルティング機能を発揮していくことにより、持続可能な財務基盤・経営基盤の確立を目指してまいります。

あわせて、皆さまからゆるぎない信頼をいただけますよう、コンプライアンスをはじめとする内部管理態勢の一層の充実に取り組んでまいります。

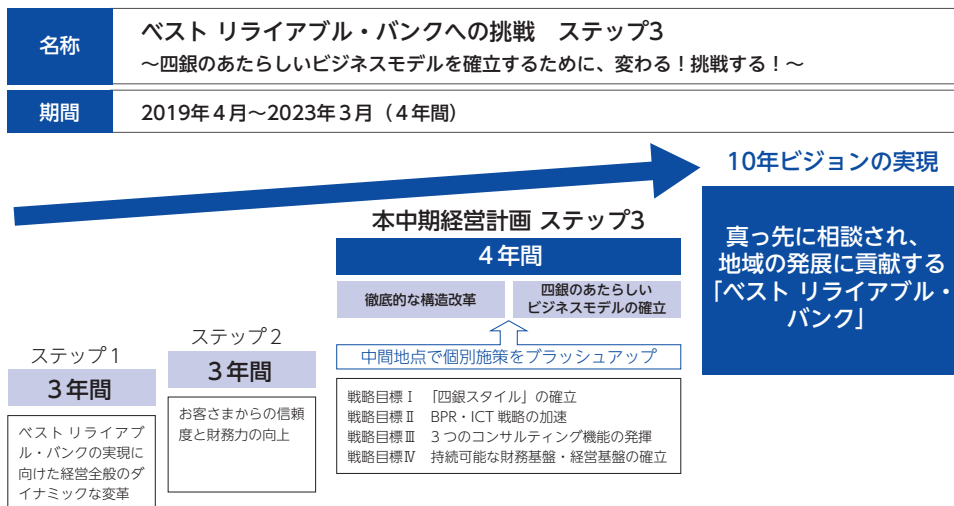
私ども四国銀行グループは、中期経営計画の各施策を着実に実行することで、地域に必要な金融機関としてお客さまから支持され続けるよう努めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

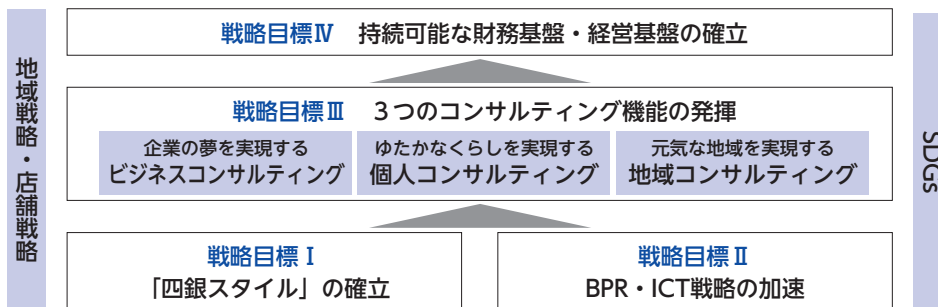
【ご参考】

中期経営計画の概要

本中期経営計画は、2013年～2023年の10年ビジョンである「真っ先に相談され、地域の発展に貢献するベスト リライアブル・バンク」の実現に向けた最終ステップとして位置付けます。



中期経営計画の全体像



数値目標

財務目標（単体ベース・2019年度の単年度目標）

当期純利益	40億円以上
自己資本比率	9%台
ROE（株主資本ベース）	3.5%以上

コンサルティング機能の発揮に関する数値目標（中期経営計画前半の2年間）

項目	実績		中期経営計画前半の目標	
	2018年度末	2019年度末	2020年度末	2021年度末
事業所融資先数	2018年度末	11,164先	2020年度末	11,500先以上
事業承継・M&A支援件数	2017年度～2018年度	2,961件	2019年度～2020年度	3,350件以上
ビジネスマッチング成約件数	2017年度～2018年度	892件	2019年度～2020年度	1,000件以上
投資性商品契約者比率 ^{※1}	2018年度末	2.5%	2020年度末	3.5%以上
預り資産残高（投信+保険）	2018年度末	2,434億円	2020年度末	2,550億円以上

※1 投資性商品契約者比率＝20～50歳の投信または保険契約者数÷同年代の個人預金取引先数

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

（単位：億円）

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	473	500	472	452
経常利益	116	125	121	95
親会社株主に帰属する当期純利益	63	88	71	62
包括利益	34	41	96	21
純資産額	1,381	1,394	1,479	1,480
総資産	29,352	30,427	30,274	30,788

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
預 金	25,155	25,636	26,284	26,436
定期性預金	12,133	11,850	11,318	10,866
その他	13,022	13,786	14,966	15,569
貸 出 金	16,467	16,808	16,764	17,736
個人向け	2,732	2,969	3,210	3,397
中小企業向け	7,975	8,074	8,239	8,524
その他	5,759	5,764	5,314	5,814
商品有価証券	0	—	0	0
有 価 証 券	10,820	10,447	9,584	8,120
国 債	3,611	3,327	2,731	1,639
その他	7,209	7,120	6,853	6,481
社 債	70	—	—	—
総 資 産	29,339	30,394	30,245	30,771
内国為替取扱高	154,213	139,731	140,676	144,589
外国為替取扱高	百万ドル 3,397	百万ドル 3,809	百万ドル 2,966	百万ドル 4,678
経 常 利 益	百万円 11,108	百万円 10,336	百万円 11,556	百万円 9,573
当 期 純 利 益	百万円 6,309	百万円 7,096	百万円 6,687	百万円 6,364
1株当たり当期純利益	円 銭 29 18	円 銭 164 61	円 銭 156 03	円 銭 148 72
信 託 財 産	0	0	0	0
信 託 報 酬	百万円 0	百万円 0	百万円 0	百万円 0

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 社債は劣後特約付社債であります。

3. 2017年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり当期純利益は、2016年度の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して算定しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末		前年度末	
	銀行業	その他の事業	銀行業	その他の事業
使用人数	1,333人	39人	1,352人	42人

注. 使用人数は就業者数であり、執行役員を含み、嘱託及び臨時従業員は含めておりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

株式会社四国銀行

高知県内：本店営業部ほか54店（前年度末 本店営業部ほか55店）

徳島県内：徳島営業部ほか22店（前年度末 徳島営業部ほか22店）

香川県内：高松支店ほか6店（前年度末 高松支店ほか7店）

愛媛県内：松山支店ほか5店（前年度末 松山支店ほか5店）

本州地区：東京支店ほか9店（前年度末 東京支店ほか9店）

四国保証サービス株式会社：高知本社

四銀代理店株式会社：高知本社

ロ 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業務以外の主要業務
四銀代理店株式会社	高知市南はりまや町一丁目1番1号	—

注. 四銀代理店株式会社は、思地代理店、東津野代理店、美良布代理店、大柵代理店、大田口代理店、入野代理店、春野代理店、久礼代理店、宇佐代理店の業務運営を行っております。

ハ その他の事業

四銀コンピューターサービス株式会社：高知本社

株式会社四銀地域経済研究所：高知本社

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業	2,313
合計	2,313

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行業	小松島支店新築工事	146
	窪川支店新築工事	116
	中村社宅新築工事	205
	丸亀支店増改築工事	212
	室戸社宅新築工事	122
	薊野支店増改築工事	163
	事務機械やソフトウェアへの投資	929
合計	—	1,896

注. 小松島支店新築工事、窪川支店新築工事、中村社宅新築工事及び丸亀支店増改築工事は、2018年度に完了しましたが、2017年度の投資額が含まれておりません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

□ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
四銀代理店 株式会社	高知市南はりま や町一丁目1番 1号	銀行代理業務	2010年8月11日	百万円 20	% 100.00	—
四国保証 サービス 株式会社	高知市菜園場町 1番21号	信用保証業務	1976年8月13日	百万円 50	% 100.00	—
四銀コンピュー ターサービス 株式会社	高知県南国市 蛸が丘二丁目1番 地	コンピューター 関連業務	1990年7月5日	百万円 20	% 60.00	—
株式会社 四銀地域経済 研究所	高知市菜園場町 1番21号	産業・経済・金融の 調査研究及び投資 事業組合財産の 管理・運営業務	1991年5月15日	百万円 10	% 52.50	—
四銀総合 リース 株式会社	高知市菜園場町 1番21号	リース業務	1974年2月8日	百万円 50	% 25.37	—

注. 当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

- ① 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
- ② 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
- ③ 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

事業報告

- ④ 株式会社阿波銀行、株式会社百十四銀行及び株式会社伊予銀行との提携により、現金自動設備を相互開放し、4行間の他行現金自動設備利用手数料を無料とするサービスを行っております。
- ⑤ 株式会社阿波銀行、株式会社百十四銀行及び株式会社伊予銀行との間で、四国創生に向けた地方銀行4行による包括提携「四国アライアンス」を締結しております。
- ⑥ 株式会社池田泉州銀行、株式会社群馬銀行、株式会社山陰合同銀行、株式会社千葉興業銀行、株式会社筑波銀行及び株式会社福井銀行との間で、各行のデジタル化を連携・協働して進めていくための連携協定「フィンクロス・パートナーシップ」を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
山元文明	(代表取締役) 取締役頭取	一般社団法人高知県銀行協会会長	—
西川昭寛	(代表取締役) 専務取締役	—	—
大田良継	常務取締役	—	—
五百蔵誠一	常務取締役本店営業部長	—	—
黒下則之	常務取締役	—	—
小林達司	常務取締役	—	—
尾崎嘉則	取締役(社外取締役)	学校法人安田学園教育会理事長	注1
北村裕	取締役監査等委員	—	注2
熊沢慎一郎	取締役監査等委員	—	注2
田中章夫	取締役監査等委員(社外取締役)	公認会計士 (田中会計事務所)	注1、注3
川添博	取締役監査等委員(社外取締役)	弁護士 (川添法律事務所)	注1
濱田正博	取締役監査等委員(社外取締役)	—	注1
稲田知江子	取締役監査等委員(社外取締役)	弁護士 (稲田法律事務所)	注1

注1. 尾崎嘉則、田中章夫、川添博、濱田正博及び稲田知江子の五氏は、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

2. 北村裕及び熊沢慎一郎の二氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、行内事情に精通した者が、重要な会議等への出席や会計監査人及び監査部との連携を密に図ること等により得られた情報を、監査等委員全員に共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。

3. 監査等委員田中章夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取締役 (監査等委員であるものを除く。)	11人	171 (うち報酬以外 32)
取締役 (監査等委員)	6人	45 (うち報酬以外 —)
監 査 役	5人	10 (うち報酬以外 —)
計	22人	227 (うち報酬以外 32)

注1. 支給人数及び報酬等には、当事業年度中に退任した取締役及び監査役を含んでおり、支給人数はのべ人数を記載しております。

なお、当行は、2018年6月26日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。取締役 (監査等委員) の支給人数及び報酬等は移行後の期間に係るものであり、監査役の実給人数及び報酬等は移行前の期間に係るものであります。

2. 取締役 (監査等委員であるものを除く。) の報酬等には、使用人分報酬等23百万円 (うち賞与5百万円) が含まれておりません。
3. 取締役の報酬等には、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権11百万円及び譲渡制限付株式の割当てのために支給された金銭報酬債権21百万円が含まれております。
4. 会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針は以下のとおりであります。
 - ・ 取締役 (監査等委員であるものを除く。) の報酬等は、各取締役が担う役割・責任や成果に応じた体系としております。
 - ・ 取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) の報酬等は、当行の持続的成長や株主価値増大へのインセンティブとして機能するよう、譲渡制限付株式報酬制度を含む体系としております。
 - ・ 監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬等は、経営の監督機能を有効に機能させる観点から、固定報酬のみとしております。
 - ・ 取締役 (監査等委員であるものを除く。) の報酬等は、株主総会において決議された年間報酬等限度額の範囲内で、ガバナンス委員会における協議を経て、役員及び前年度の業績等に応じて取締役会において決定しております。
 - ・ 監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会において決議された年間報酬等限度内の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。
5. 株主総会で定められた報酬等限度額は以下のとおりであります。

2018年6月26日定時株主総会で決議された監査等委員会設置会社に移行後の取締役 (監査等委員であるものを除く。) に対する報酬等限度額は年額216百万円以内、別枠で取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は年額70百万円以内、監査等委員である取締役に対する報酬等限度額は年額70百万円以内であります。

2006年6月29日定時株主総会で決議された監査等委員会設置会社に移行前の取締役報酬等限度額は年額216百万円以内、監査役報酬等限度額は年額60百万円以内でした。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
尾崎嘉則	当行は社外取締役及び取締役監査等委員との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。
北村裕	
熊沢慎一郎	
田中章夫	
川添博	
濱田正博	
稲田知江子	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
尾崎 嘉則	学校法人安田学園教育会 理事長 当行と同法人との間には特別の関係はありません。
田中 章夫	公認会計士（田中会計事務所） 当行と同事務所との間には特別の関係はありません。
川添 博	弁護士（川添法律事務所） 当行と同事務所との間には特別の関係はありません。
稲田 知江子	弁護士（稲田法律事務所） 当行と同事務所との間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
尾崎 嘉則	3年10ヵ月	当期開催の取締役会16回のうち14回に出席しております。	経営に関する幅広い知識と経験を活かし、取締役会のほか、ガバナンス委員会等においても、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
田中 章夫	9年10ヵ月	当期開催の取締役会16回の全てに出席、また、監査役会4回、監査等委員会10回の全てに出席しております。	主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会のほか、監査等委員会、ガバナンス委員会等においても、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
川添 博	7年10ヵ月	当期開催の取締役会16回のうち15回に出席、また、監査役会4回、監査等委員会10回の全てに出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から、取締役会のほか、監査等委員会、ガバナンス委員会等においても、議案審議に必要な発言を適時行っております。

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
濱田 正博	3年10ヵ月	当期開催の取締役会16回の全てに出席、また、監査役会4回、監査等委員会10回の全てに出席しております。	主に公職を歴任した豊富な経験と幅広い見識から、取締役会のほか、監査等委員会、ガバナンス委員会等においても、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
稲田 知江子	1年10ヵ月	当期開催の取締役会16回の全てに出席、また、監査等委員会10回の全てに出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から、取締役会のほか、監査等委員会、ガバナンス委員会等においても、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	27 (うち報酬以外 ー)	ー

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 100,000千株
 発行済株式の総数 42,900千株
 (自己株式342千株を含む)

(2) 当年度末株主数 10,068名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,882 千株	9.12 %
明治安田生命保険相互会社	1,815	4.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	1,186	2.78
日亜化学工業株式会社	988	2.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	941	2.21
四国銀行従業員持株会	876	2.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	857	2.01
日本生命保険相互会社	771	1.81
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	756	1.77
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	636	1.49

注1. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

注2. 持株比率は自己株式（342,055株）を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等 委員で あるもの 及び 社外取締 役を除く。)	①名称	株式会社四国銀行第1回新株予約権	1人
	②新株予約権の割当日	2012年8月8日	
	③新株予約権の数	209個	
	④目的となる株式の種類及び数	4,180株	
	⑤新株予約権の行使期間	2012年8月9日から 2042年8月8日まで	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、 当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10日を経過する日までの間に限り、新株予約 権を一括してのみ行使することができる。	
	①名称	株式会社四国銀行第2回新株予約権	2人
	②新株予約権の割当日	2013年8月6日	
	③新株予約権の数	332個	
	④目的となる株式の種類及び数	6,640株	
	⑤新株予約権の行使期間	2013年8月7日から 2043年8月6日まで	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、 当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10日を経過する日までの間に限り、新株予約 権を一括してのみ行使することができる。	
	①名称	株式会社四国銀行第3回新株予約権	3人
	②新株予約権の割当日	2014年8月12日	
	③新株予約権の数	582個	
	④目的となる株式の種類及び数	11,640株	
	⑤新株予約権の行使期間	2014年8月13日から 2044年8月12日まで	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、 当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10日を経過する日までの間に限り、新株予約 権を一括してのみ行使することができる。	

新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を有する者の人数	
取締役 (監査等 委員で あるもの及び 社外取締役を 除く。)	①名称	株式会社四国銀行第4回新株予約権	4人
	②新株予約権の割当日	2015年8月11日	
	③新株予約権の数	736個	
	④目的となる株式の種類及び数	14,720株	
	⑤新株予約権の行使期間	2015年8月12日から 2045年8月11日まで	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、 当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10日を経過する日までの間に限り、新株予約 権を一括してのみ行使することができる。	
	①名称	株式会社四国銀行第5回新株予約権	6人
	②新株予約権の割当日	2016年8月9日	
	③新株予約権の数	1,535個	
	④目的となる株式の種類及び数	30,700株	
	⑤新株予約権の行使期間	2016年8月10日から 2046年8月9日まで	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、 当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10日を経過する日までの間に限り、新株予約 権を一括してのみ行使することができる。	
	①名称	株式会社四国銀行第6回新株予約権	6人
	②新株予約権の割当日	2017年8月8日	
	③新株予約権の数	1,014個	
	④目的となる株式の種類及び数	20,280株	
	⑤新株予約権の行使期間	2017年8月9日から 2047年8月8日まで	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、 当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10日を経過する日までの間に限り、新株予約 権を一括してのみ行使することができる。	

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を有する者の人数
社外取締役(監査等委員であるものを除く。)	—	—	—
監査等委員である取締役	—	—	—

- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人		
指定有限責任社員 山 田 修	56	注2
指定有限責任社員 伊加井 真 弓		

注1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておりませんので、上記の報酬等の額は、これらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び監査報酬見積りの算定根拠等について説明を受け、適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は56百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人がその職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当行の会計監査人であることにつき当行にとって重大な支障があると監査等委員会が判断した場合には、会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関して、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8 業務の適正を確保する体制

<業務の適正を確保する体制>

当行は、取締役会における決議により、業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）の整備にかかる基本方針を以下のとおり定め、運用状況を継続的に評価し、必要な改善措置を講じることで、内部統制システムの実効性の向上に努めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、法令、定款、行内諸規程及び企業倫理に従った行動をとるための行動規範等を定める。
- ② コンプライアンスへの取り組みを横断的に統括する部門を設置し、遵守状況等の点検、指導、教育を行う。また、内部監査部門は、コンプライアンス統括部門と連携の上、コンプライアンス体制の整備状況と有効性を監査する。これらの活動は、定期的に取締役会に報告する。
- ③ 法令、定款等に違反する行為を発見した場合の相談・通報体制として内部通報体制を構築する。この体制には、相談・通報者がいかなる不利益な扱いも受けないことを保証することを含む。
- ④ 反社会的勢力との関係遮断の基本方針を定め、組織全体としての対応体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報は、保存場所、保存期限等、その取り扱いを定める行内規程に従い、体系的かつ確実に保存及び管理（廃棄を含む。）を行う。
- ② 保存・保管された情報は、取締役の求めに応じて、いつでも閲覧可能とする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に関する基本方針を定めた行内規程に基づき統合的リスク管理部門を設置し、当行全体のリスクを統合的に管理するとともに、リスクカテゴリーごとにリスク管理部門を定めて当該リスクを管理する。
- ② 統合的リスク管理部門及びリスクカテゴリーごとのリスク管理部門は、リスク管理に関する行内規程について整備・見直しを図る。
- ③ リスクの保有状況・管理態勢の定期的な把握と適切な対応策を審議するために委員会を設置する。委員会での審議事項は、取締役会に報告する。
- ④ リスク管理態勢の有効性・適切性を検証する内部監査部門を設置し、そこで指摘された重要な事項は、遅滞なく取締役会に報告する。また、内部監査部門は頭取の直轄とするなど、他の部門から独立して機能が十分発揮できるよう態勢を構築する。
- ⑤ 災害等で銀行の機能が重大な損害を被り、業務の遂行が困難になった場合の緊急措置及び行動基準を定め、被害の最小化や必要業務の迅速かつ効率的な再開を図るため、危機管理計画を策定する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営計画のマネジメントは、取締役会が策定する中期経営計画及び年度経営計画に基づき、業務分掌に定める各部署が経営計画の達成に向けた具体的な行動計画を策定し、推進する。
- ② 経営計画の進捗管理と対応策を審議するために委員会を設置する。委員会での審議事項は、取締役会に報告する。
- ③ 業務執行のマネジメントでは、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項は全て取締役会に付議することを遵守するほか、事前に議題に関する十分な資料が全取締役に配布される体制をとる。
- ④ 日常の業務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき、権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

(5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当行及びグループ会社の経営は、その自主性を尊重しつつ、常に連携を密にし、業務の適正を確保して効率的かつ健全に発展することを、業務運営の基本とする。
- ② グループ会社におけるコンプライアンスやリスク管理を横断的に推進・支援するための、当行におけるグループ会社の管理体制及び重要な業務運営についての事前協議・定例報告事項等を定めたグループの統括規程を制定し、グループ会社の業務の適正を確保する体制を構築する。
- ③ 当行は、グループ会社において、その規模・業態等に応じて、当行に準じたリスク管理体制を構築させるものとし、当行が設置する委員会において、グループ会社におけるリスクの保有状況・管理体制の定期的な把握と対応策について審議する。
- ④ 当行の役付取締役、常勤監査等委員及び所管部長はグループ会社の取締役、監査役に就任し、業務の執行状況を監視・監督する。
- ⑤ 当行の内部監査部門は、当行及びグループ会社の内部監査を実施する。そこで指摘された重要な事項は、遅滞なく当行の常務会、監査等委員会及び取締役会に報告する。
- ⑥ グループ会社における法令、定款等に違反する行為の早期発見のため、当行が定める内部通報体制は、グループ会社にも適用する。
- ⑦ 当行及びグループ会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための体制を整備する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

- ① 監査等委員会の職務を補助する部署として監査等委員会室を設置し、専任の使用人を置く。
- ② 前記の使用人は、監査等委員会の事務局を担う。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動、人事評価、処分等は、監査等委員会の意見を徴する。

事業報告

- ② 前記の使用人は、当行の業務執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の指揮・命令下で職務を遂行する。
- (8) 当行及びグループ会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）並びに使用人による当行の監査等委員会への報告に関する体制及び当行の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当行及びグループ会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）並びに使用人は、法令に定める事項のほか、行内諸規程に従い、コンプライアンス・リスク管理・内部監査に関する重要な事項、グループ会社の重要な経営・業務執行その他重要な業務執行等について、当行の監査等委員会に報告を行う。
 - ② 当行及びグループ会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）並びに使用人は、当行の監査等委員会の定めるところに従い、当行の監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。当行の監査等委員会は、職責を全うするための体制の確保において、監査等委員会規程及び報告・情報提供事項を定めた監査等委員会監査等基準に定める権利を行使できる。
 - ③ 当行は、内部通報制度による相談・通報を行った当行及びグループ会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）並びに使用人が、当該相談・通報を行ったことによりいかなる不利益な扱いも受けないことを保証する。
- (9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針
監査等委員が、その職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした時は、当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、当行は速やかに当該費用または債務を処理する。
- (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員は、常務会等の主要な会議に出席し、出席者との意見交換や情報の収集を行うことができる。

- ② 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、監査等委員会との相互認識を深めるよう努める。
- ③ 監査等委員会が定めた報告・情報提供事項は、取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人が直ちに検索可能とする体制を構築し、全行に周知・徹底を行う。
- ④ 内部監査部門である監査部は、監査等委員会と内部管理態勢における課題等について意見交換を行うほか、監査等委員会の監査業務に協力するなど、連携の充実・強化に努める。
- ⑤ 監査部長の任命・異動については監査等委員会の事前同意を要する。
- ⑥ 監査等委員会は、監査に必要があるときは、独自に弁護士、公認会計士等の専門家と契約を行うことができる。

<業務の適正を確保する体制の運用状況の概要>

当行では、内部統制システムの整備について、各業務の所管部が連携して定例的に点検を行い、その結果を取締役に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度（第205期）における運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) 取締役の職務執行

- ① 定例取締役会を12回、臨時取締役会を4回開催し、法令または定款で定められた経営上の重要事項を決議するとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。
- ② 取締役会において決定すべきとされる事項を除く日常の職務執行に際しては、権限の委譲を行い、職務権限規定、業務分掌規定等に則り、職務を執行しております。

(2) コンプライアンス体制

- ① コンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、月1回開催するリスク管理委員会で進捗状況をモニタリングするとともに、反社会的勢力との関係遮断などについて審議を行い、その内容については、取締役会へ報告しております。

- ② コンプライアンスの啓発を推進するため、各種勉強会を開催しております。また、内部通報制度の整備・強化に努め、制度の内容を含めて、全行に周知・徹底を図っております。

(3) リスク管理体制

- ① リスク管理を適切に行うため、各種の管理規定の整備・見直しに努め、その内容については、全行に周知・徹底を図っております。
- ② 業務運営に内在するリスクについては、リスク統括部門が想定されるリスク分析を行い、月1回開催するALM委員会（収益とリスクを統合的に管理し、安定的な収益確保を目的として設置）で審議のうえ、取締役会へ報告しております。

(4) グループ会社の管理体制

- ① グループ会社5社に対して、当行のリスク統括部門がリスクの保有状況や管理態勢について確認を行うとともに、内部監査部門が総合監査を実施し、その内容を常務会等へ報告しております。
- ② グループ会社の業務執行状況については、当行の取締役会へ4回報告しております。

(5) 監査等委員の職務執行

- ① 監査等委員は、取締役会のほか、ALM委員会、リスク管理委員会等の重要な会議に出席し、コンプライアンスや重要な意思決定の過程及び執行状況を把握するとともに、業務執行に関する重要書類の監査を行っております。
- ② 代表取締役との間で4回の会合を開催し、当行の課題、監査上の重要な課題等について意見交換を行うとともに、三様監査会議（監査等委員、監査部、会計監査人）を3回、内部監査部門との会合を12回開催し、情報交換や意見交換を行っております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11 会計参与に関する事項

該当ありません。

12 その他

該当ありません。

第205期末 (2019年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金	347,155	預金	2,643,610
預金	29,021	当座	162,788
金	318,133	普通貯蓄	1,287,228
預け	3,274	定期	41,162
一入品	14,415	通期	3,357
ル金	5	預積	1,076,011
口銭	5	預預	10,669
の	1,000	預積	62,394
の	812,078	預積	80,467
信	163,951	預積	2,330
証	174,212	預積	79,343
証	167,930	預積	81,831
証	56,572	預積	81,831
証	249,410	預積	4
証	1,773,653	預積	1
証	11,620	預積	2
証	54,596	預積	27,352
証	1,520,183	預積	373
証	187,252	預積	1,542
証	8,716	預積	604
証	8,572	預積	0
証	0	預積	10,131
証	143	預積	3
証	85,697	預積	955
証	212	預積	140
証	2,482	預積	13,600
証	11	預積	616
証	1,324	預積	1,128
証	8,127	預積	52
証	64,800	預積	6,181
証	8,739	預積	4,377
証	37,828	預積	6,206
証	11,413	預積	2,933,503
証	24,302	預積	25,000
証	884	預積	6,563
証	76	預積	6,563
証	1,150	預積	83,913
証	2,958	預積	17,338
証	2,882	預積	66,574
証	75	預積	55,000
証	2,375	預積	11,574
証	6,206	預積	△ 561
証	△ 18,259	預積	114,915
証		預積	24,884
証		預積	△ 5,196
証		預積	8,899
証		預積	28,587
証		預積	100
証		預積	143,602
証		預積	3,077,106
証		預積	25,000
証		預積	6,563
証		預積	6,563
証		預積	83,913
証		預積	17,338
証		預積	66,574
証		預積	55,000
証		預積	11,574
証		預積	△ 561
証		預積	114,915
証		預積	24,884
証		預積	△ 5,196
証		預積	8,899
証		預積	28,587
証		預積	100
証		預積	143,602
証		預積	3,077,106
証		預積	25,000
証		預積	6,563
証		預積	6,563
証		預積	83,913
証		預積	17,338
証		預積	66,574
証		預積	55,000
証		預積	11,574
証		預積	△ 561
証		預積	114,915
証		預積	24,884
証		預積	△ 5,196
証		預積	8,899
証		預積	28,587
証		預積	100
証		預積	143,602
証		預積	3,077,106
証		預積	25,000
証		預積	6,563
証		預積	6,563
証		預積	83,913
証		預積	17,338
証		預積	66,574
証		預積	55,000
証		預積	11,574
証		預積	△ 561
証		預積	114,915
証		預積	24,884
証		預積	△ 5,196
証		預積	8,899
証		預積	28,587
証		預積	100
証		預積	143,602
証		預積	3,077,106
証		預積	25,000
証		預積	6,563
証		預積	6,563
証		預積	83,913
証		預積	17,338
証		預積	66,574
証		預積	55,000
証		預積	11,574
証		預積	△ 561
証		預積	114,915
証		預積	24,884
証		預積	△ 5,196
証		預積	8,899
証		預積	28,587
証		預積	100
証		預積	143,602
証		預積	3,077,106
証		預積	25,000
証		預積	6,563
証		預積	6,563
証		預積	83,913
証		預積	17,338
証		預積	66,574
証		預積	55,000
証		預積	11,574
証		預積	△ 561
証		預積	114,915
証		預積	24,884
証		預積	△ 5,196
証		預積	8,899
証		預積	28,587
証		預積	100
証		預積	143,602
証		預積	3,077,106
証		預積	25,000
証		預積	6,563
証		預積	6,563
証		預積	83,913
証		預積	17,338
証		預積	66,574
証		預積	55,000
証		預積	11,574
証		預積	△ 561
証		預積	114,915
証		預積	24,884
証		預積	△ 5,196
証		預積	8,899
証		預積	28,587
証		預積	100
証		預積	143,602
証		預積	3,077,106
証		預積	25,000
証		預積	6,563
証		預積	6,563
証		預積	83,913
証		預積	17,338
証		預積	66,574
証		預積	55,000
証		預積	11,574
証		預積	△ 561
証		預積	114,915
証		預積	24,884
証		預積	△ 5,196
証		預積	8,899
証		預積	28,587
証		預積	100
証		預積	143,602
証		預積	3,077,106

第205期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常利益		45,439
利息配当	32,796	
配当金	20,102	
配当金	12,555	
配当金	30	
配当金	61	
配当金	△ 29	
配当金	76	
配当金	0	
配当金	6,945	
配当金	1,965	
配当金	4,980	
配当金	1,982	
配当金	0	
配当金	1,934	
配当金	46	
配当金	0	
配当金	3,714	
配当金	479	
配当金	2,355	
配当金	65	
配当金	813	
配当金	3,099	
配当金	704	
配当金	20	
配当金	208	
配当金	373	
配当金	312	
配当金	1,477	
配当金	3	
配当金	2,951	
配当金	340	
配当金	2,611	
配当金	3,252	
配当金	424	
配当金	1,064	
配当金	1,657	
配当金	105	
配当金	24,495	
配当金	2,066	
配当金	713	
配当金	126	
配当金	752	
配当金	211	
配当金	262	
配当金	9,573	
配当金	15	
配当金	580	
配当金	9,008	
配当金	1,883	
配当金	761	
配当金	2,644	
配当金	6,364	

第205期末 (2019年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	347,155	預 金	2,641,951
コールローン及び買入手形	3,274	譲渡性預金	79,067
買入金銭債権	14,415	コールマネー及び売渡手形	2,330
商品有価証券	5	債券貸借取引受入担保金	79,343
金銭の信託	1,000	借 用 金	81,831
有価証券	815,978	外 国 為 替	4
貸出金	1,774,192	そ の 他 負 債	28,723
外国為替	8,716	退職給付に係る負債	69
その他の資産	85,708	役員退職慰労引当金	4
有形固定資産	37,956	睡眠預金払戻損失引当金	1,128
建物	11,482	ポイント引当金	52
土地	24,359	繰延税金負債	5,749
リース資産	886	再評価に係る繰延税金負債	4,377
建設仮勘定	76	支払承諾	6,206
その他の有形固定資産	1,150	負 債 の 部 合 計	2,930,842
無形固定資産	2,965	(純資産の部)	
ソフトウェア	2,888	資 本 金	25,000
その他の無形固定資産	76	資 本 剰 余 金	9,699
退職給付に係る資産	308	利 益 剰 余 金	86,144
繰延税金資産	17	自 己 株 式	△ 952
支払承諾見返	6,206	株 主 資 本 合 計	119,892
貸倒引当金	△ 19,016	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	25,225
		繰延ヘッジ損益	△ 5,196
		土地再評価差額金	8,899
		退職給付に係る調整累計額	△ 1,009
		その他の包括利益累計額合計	27,918
		新 株 予 約 権	100
		非 支 配 株 主 持 分	130
		純 資 産 の 部 合 計	148,041
資 産 の 部 合 計	3,078,883	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,078,883

第205期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		45,227
資金運用収益	32,229	
貸出金利息	20,111	
有価証券利息配当金	11,979	
コールローン利息及び買入手形利息	30	
預け金利息	61	
その他の受入利息	46	
信託報酬	0	
役務の取引等収益	7,135	
その他の他業経常収益	1,982	
償却債権取立益	3,880	
その他の経常収益	480	
経常費用	3,400	
経常費用		35,640
資金調達費用	3,099	
預金利息	704	
譲渡性預金利息	20	
コールマネー利息及び売渡手形利息	208	
債券貸借取引支払利息	373	
借入金利息	312	
その他の支払利息	1,480	
役務の取引等費用	2,295	
その他の他業経常費用	3,252	
貸倒引当金繰入額	24,608	
その他の経常費用	2,385	
特 別 利 益	995	
特 別 損 失	1,390	
特 別 損 失		9,586
固定資産処分益	15	
固定資産処分損失		15
固定資産処分損失	27	
減損	552	
減損		580
税金等調整前当期純利益		9,021
法人税、住民税及び事業税	2,087	
法人税等調整額	710	
法人税等調整額		2,797
当期純利益		6,224
非支配株主に帰属する当期純利益		2
親会社株主に帰属する当期純利益		6,221

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社 四 国 銀 行

取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 修 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 加 井 真 弓 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社四国銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの第205期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社 四 国 銀 行

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 修 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊 加 井 真 弓 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社四国銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社四国銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第205期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月13日

株式会社 四国銀行 監査等委員会

常勤監査等委員	北村裕	㊟
常勤監査等委員	熊沢慎一郎	㊟
監査等委員	田中章夫	㊟
監査等委員	川添博	㊟
監査等委員	濱田正博	㊟
監査等委員	稲田知江子	㊟

(注) 1. 監査等委員 田中章夫、川添博、濱田正博及び稲田知江子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

(注) 2. 当行は、2018年6月26日開催の第204期定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2018年4月1日から2018年6月25日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以上

(ご参考)

第205期末信託財産残高表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
現 金 預 け 金	63	金 銭 信 託	63
合 計	63	合 計	63

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 共同信託他社管理財産一百万円
 3. 元本補填契約のある信託は、2019年3月31日現在取扱っておりません。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

会社提案

第1号議案、第2号議案は、会社提案によるものであります。

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分ににつきましては、安定的な経営基盤の確保と財務体質の強化を図りながら、株主の皆さまへ配当を安定的に継続するという基本方針に基づきまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式 1 株につき金15円	総額638,369,175円
-------------------	----------------

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

2. その他の剰余金の処分にに関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金

5,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金

5,000,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役山元文明、西川昭寛、大田良継、五百蔵誠一、黒下則之、小林達司、尾崎嘉則の7氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため1名増員し、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査等委員会において検討がなされましたが、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当行における地位等
1	山元文明	再任	取締役頭取
2	西川昭寛	再任	専務取締役
3	大田良継	再任	常務取締役
4	五百蔵誠一	再任	常務取締役本店営業部長
5	黒下則之	再任	常務取締役
6	小林達司	再任	常務取締役
7	須賀昌彦	新任	執行役員徳島営業本部長
8	尾崎嘉則	再任	独立役員 取締役（社外取締役）

※ 独立役員 …… 東京証券取引所届出独立役員

候補者
番号 1 やまもと 山元 ふみあき 文明 (1954年9月24日生)

再任

■ 所有する当行株式の数：10,838株

■ 2018年度の取締役会出席状況：100%（16回／16回）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月 当行入行

1997年7月 当行総合企画部長代理

2006年6月 当行総合管理部長

2010年6月 当行取締役総合企画部長

2014年6月 当行常務取締役

2015年6月 当行専務取締役

2016年4月 当行取締役頭取

現在に至る

■ 重要な兼職の状況

一般社団法人高知県銀行協会会長

■ 取締役候補者とした理由

2010年6月の取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、2015年6月から専務取締役、2016年4月から取締役頭取としてその職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものがあります。

候補者
番号 **2** にし がわ あき ひろ
西川 昭寛 (1954年8月28日生)

再任

■ 所有する当行株式の数：8,519株

■ 2018年度の取締役会出席状況：100%（16回／16回）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月	当行入行	2011年6月	当行執行役員高松支店長
1998年2月	当行宝町支店長	2012年8月	当行執行役員高松支店長兼高松南支店長
2000年7月	当行本店営業部長代理	2013年6月	当行取締役徳島営業本部長
2003年6月	当行旭支店長	2015年6月	当行常務取締役
2004年7月	当行営業統括部長代理	2018年6月	当行専務取締役
2006年7月	当行南国支店長		現在に至る
2009年6月	当行執行役員木屋橋支店長		

■ 取締役候補者とした理由

2013年6月の取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、2015年6月から常務取締役、2018年6月から専務取締役としてその職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものがあります。

候補者
番号 **3** おお た よし つぐ
大田 良継 (1956年1月26日生)

再任

■ 所有する当行株式の数：6,624株

■ 2018年度の取締役会出席状況： 100% (16回/16回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月	当行入行	2010年6月	当行監査部長
1999年2月	当行岡山支店副支店長	2011年6月	当行執行役員監査部長
2001年7月	当行松山南支店長	2011年8月	当行執行役員神戸支店長
2004年7月	当行丸亀支店長	2014年6月	当行取締役本店営業部長
2006年7月	当行上町支店長	2016年6月	当行常務取締役
2009年6月	当行中村支店長		現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

2014年6月の取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、2016年6月から常務取締役をつとめ、営業部門、市場部門等を統括し、その職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号 4 ^{い おろ い} 五百蔵 ^{せい いち} 誠一 (1959年12月6日生)

再任

■ 所有する当行株式の数：6,719株

■ 2018年度の取締役会出席状況：100%（16回／16回）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月	当行入行	2012年6月	当行執行役員人事部長
2002年7月	当行マリソピア支店長	2015年6月	当行取締役人事部長
2005年7月	当行本店営業部長代理	2016年6月	当行取締役本店営業部長
2007年7月	当行観音寺支店長	2018年6月	当行常務取締役本店営業部長
2010年6月	当行東京支店長		現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

2015年6月の取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、2018年6月から常務取締役をつとめ、本店営業部長として、その職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号 5 くろ した 黒下 のり ゆき 則之 (1959年12月15日生)

再任

■ 所有する当行株式の数：5,199株

■ 2018年度の取締役会出席状況：100%（16回／16回）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月	当行入行	2009年8月	当行徳島営業部副部長
2002年7月	当行高知駅前支店長	2011年6月	当行徳島西支店長
2004年9月	当行監査部検査役	2013年6月	当行大阪支店長
2005年2月	当行高松南支店長	2015年6月	当行執行役員審査部長
2007年2月	当行審査部長代理	2016年6月	当行取締役審査部長
2008年2月	当行徳島営業部長代理	2018年6月	当行常務取締役 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

2016年6月の取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、2018年6月から常務取締役をつとめ、管理部門、総務部門等を統括し、その職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者番号 **6** こばやし たつじ **小林 達司** (1960年6月4日生)

再任

■ 所有する当行株式の数：4,539株

■ 2018年度の取締役会出席状況： 100% (16回/16回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	当行入行	2014年6月	当行執行役員総合企画部長
2003年2月	当行総合企画部長代理	2016年6月	当行取締役総合企画部長
2012年2月	当行総合企画部副部長	2018年6月	当行常務取締役 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

2016年6月の取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、2018年6月から常務取締役をつとめ、企画部門、事務部門等を統括し、その職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号 7 ^{す か} 須賀 ^{まさ ひこ} 昌彦 (1962年9月17日生)

新任

■ 所有する当行株式の数：2,060株

■ 2018年度の取締役会出席状況： —

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	当行入行	2015年6月	当行執行役員東京支店長
2007年2月	当行丸亀南支店長	2017年6月	当行執行役員神戸支店長
2008年7月	当行徳島中央支店長	2019年4月	当行執行役員徳島営業本部長
2012年2月	当行広島支店長		現在に至る
2014年6月	当行東京支店長		

■ 取締役候補者とした理由

1986年より、当行の一員として営業、市場業務等で豊富な経験を有し、当行の業務に精通しています。その経験や知見を取締役として活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号 8 お ぎ き よ し の り
尾崎 嘉則 (1953年1月13日生)

再任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当行株式の数：3,399株

■ 2018年度の取締役会出席状況：87.5% (14回/16回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年4月 安田生命保険相互会社入社
2000年4月 同社企業金融部部长
2004年1月 (合併により明治安田生命保険相互会社に改称)
2005年7月 同社取締役融資部長
2008年4月 同社常務執行役
2011年4月 同社専務執行役
2012年7月 同社取締役執行役副社長
2014年7月 明治安田ビルマネジメント株式会社代表取締役社長

2015年6月 当行取締役(現職)
2017年3月 明治安田ビルマネジメント株式会社代表取締役社長退任
2017年4月 明治安田生命保険相互会社顧問
2018年3月 明治安田生命保険相互会社顧問退任
2018年5月 学校法人安田学園教育会理事長(現職)
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

学校法人安田学園教育会理事長

■ 社外取締役候補者とした理由

企業経営者としての豊富な経験及び見識を有しており、2015年6月から当行の社外取締役就任以来、取締役会等で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言、提言を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、役割を適切に果たしています。今後も会社経営者としての知見や経験を反映していただくことで、当行の持続的成長と企業価値の向上が期待できることから、社外取締役候補者としたものであります。

また、東京証券取引所が定める独立性の基準及び当行が定める独立性に関する判断基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員として届け出をいたしております。

注1. 取締役候補者と当行との間における特別の利害関係は次のとおりであります。

- (1) 須賀昌彦氏と当行の間には、通常の融資取引があります。
- (2) その他の取締役候補者と当行の間には、特別な利害関係はありません。
2. 尾崎嘉則氏は、社外取締役候補者であります。
3. 尾崎嘉則氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しており、選任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
4. 尾崎嘉則氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当行は、尾崎嘉則氏との間に、会社法第423条第1項に基づく責任を限定する契約を締結しており、選任が承認された場合、当行と同氏との間で当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額となります。

株主提案

第3号議案は、株主提案によるものであります。なお、提案株主（1名）の議決権の数は、310個であります。

議案の「提案理由」は、一部個人名を役職名のみで表示し、一部法人名を仮名で表示したほか、形式的な修正を除き、事実認識を含め提案株主から提出されたものを原文のまま記載しております。

第3号議案 取締役2名解任の件

1. 提案内容

以下の取締役の解任を求める。

- 1 専務取締役 西川 昭寛氏
- 2 常務取締役 大田 良継氏

2. 提案理由

(1) 専務取締役 西川 昭寛氏 解任理由

- ① 2016年12月に四国銀行が高知地裁に「旧闘犬センター破産」申し立てをし「負債額17億円超え」の損害額は新聞記事で知り得た情報である。提訴から9年もかかった闘犬センターへの融資事件は最高裁が違法融資と認めた重大な事案。四銀役員が「貴重な教訓」と受け止めるならば事案の全貌について明確な説明責任を果たすべきである。
- ② 元土電会長への約9億5千万円（破産申立）回収状況についての報告がなし。
- ③ 元土電社長（四銀OB）は高知地裁から約13億3千万円の支払い命令（四銀約8億1千万円・高銀約3億5600万円）である。元会長より元社長の個人債務保証額は多額にも拘わらず破産申立はない。
- ④ A（負債総額約300億円）の四銀融資分について合理的説明がない。
- ⑤ Bの約12億円の回収について合理的説明がない。
- ⑥ 金融庁が経営責任追及・改善命令等の厳しい姿勢方針樹立。四銀の不良債権処理は甘い。

(2) 常務取締役 大田 良継氏 解任理由

- ① 四銀の2018年度本業利益率はマイナスであることに対する責任追及。
- ② 2019年3月15日付日本経済新聞によると収益が継続的に低迷している金融機関は有価証券含み損処理の先送りなどを経営陣に注意喚起する姿勢である。地方銀行半数が四銀含め本業赤字の部類に入っている。今後、固定負債の元凶である店舗の統廃合・人員削減等の見直しは積極的に推進すべきだ。四銀は低収益体質からの脱却を図ってない。敏速に効果的な対策を講じない責任がある。
- ③ 地方銀行が業績悪化で苦しむ中で、増収増益を続けたスルガ銀行の件が浮上した。問題は「貸倒引当金」の取り扱いにある。四銀は株主が把握している「不良債権額に対する回収実績」が極めて低調である。一般貸倒引当金・個別貸倒引当金の認識を厳しくすべきだ。「貸倒引当金」を会計マジックの「種」にする手法は金融庁、監督指針に反する。
- ④ 不良債権総額の回収実績等について株主総会で公表すべきである。

第3号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

専務取締役 西川昭寛、常務取締役 大田良継の両氏は、取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など当行グループの発展、経営基盤の強化に向けて尽力しており、十分にその職責を果たしております。

したがって、取締役会は、本議案に**反対**いたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

高知市南はりまや町一丁目1番1号

四国銀行 本店 5階 大会議室 電話：088-823-2111 (代表)



交通の
ご案内



とさでん交通

はりまや橋電停 徒歩すぐ



JR

高知駅より 徒歩約10分